

指定通所リハビリテーション事業所 介護老人保健施設のぞみ 運営規定

(運営規定設置の主旨)

第1条 本規定では、医療法人みらい会介護老人保健施設のぞみが運営する指定通所リハビリテーション事業（以下「当事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護認定を受けた利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従い、通所リハビリテーションサービス提供計画を立案実施し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 通所リハビリテーションサービス計画に基づき、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 利用者の意思人格を尊重する観点から自傷他害の恐れなど緊急やむを得ない場合を除き、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。もしやむを得ず拘束に至る場合でも利用者又はその家族に説明、同意のうえ医師の指示の下で行うとともに、その状態、経過、心身の状況及び拘束の理由、拘束に至る同意書等を介護録に記録保管する。

3 当事業所は居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービスの提供を受けられるよう努める。

4 明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービスの提供においては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に理解しやすいように指導又は説明を行うとともに必要事項について利用者の同意を得てから実施する。

6 当事業所では、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

8 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業所の名称、所在地等は次のとおりとする。

- | | | | |
|--------------|----------------------|-------|--------------|
| (1) 事業所名 | 介護老人保健施設のぞみ | | |
| (2) 開設年月日 | 平成10年10月1日 | | |
| (3) 所在地 | 青森県平川市李平上山崎54番地1 | | |
| (4) 電話番号 | 0172-57-5100 | FAX番号 | 0172-57-5105 |
| (5) 管理者名 | 須藤尚紀 | | |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設(0252380027) | | |

(従業者の職種、員数)

第5条 事業所の従事者の職種、員数は次のとおりである。必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者（入所と兼務）
- (2) 医師（管理者と兼務）
- (3) 看護及び介護職員
- (4) 支援相談員
- (5) 介護支援専門員（支援相談員と兼務）
- (6) 機能訓練員（作業療法士等）（専任兼務）

(従業員の職務内容)

第6条 前条で定めた職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業に携わる従業者の管理監督、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、通所リハビリテーションサービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、通所リハビリテーションサービス計画に基づく介護のほか日常生活の援助を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行うほか、市町村との連携をはかり、ケアプランについて担当ケアマネージャーと調整、修正を行う。
- (6) 作業療法士は、利用者やその家族にリハビリテーションマネジメント（機能訓練計画）の説明や個別リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (7) 介護支援専門員は、利用者の介護サービス計画の原案をもとに提供するケアプランの作成を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間は以下のとおりである。

- (1) 毎週月曜日から日曜日まで週7日営業とするが、8月13日・14日及び年末年始（12月31日から1月2日）は休業日とする。
- (2) 営業日の午前8時から午後17時までを営業時間とし、うちサービス提供の基本となる時間は午前9時30分から午後15時45分までとする。

(利用定員)

第8条 利用定員数は50人とし、提供単位数は1日当たり2単位までとする。

(通所リハビリテーション事業の内容)

第9条 当事業所で行う通所リハビリテーション事業は、通常規模型通所リハビリテーション費を算定し、その提供時間は6時間以上7時間未満を標準とし、医師、作業療法士及び看護師等リハビリスタッフによって作成されたリハビリテーション計画書に基づいて、専任の作業療法士により提供される。

- 2 利用者に対し、一般入浴介助もしくは、特別入浴介助を行う。
- 3 利用者の居宅から事業所までの間に係る送迎は無料で行う。
- 4 個々の利用者のサービス開始前にリハビリテーション実施に必要な情報を収集するため、サービス提供担当者及び機能訓練員が自宅を訪問し、リハビリテーション実施計画書

に基づき、リハビリテーションマネジメント加算の算定を行う。リハビリテーション計画は、通所開始日から起算して1月以内に見直す。

5 事業所で行うリハビリテーションは以下のものがある。

ア 運動療法

イ 物理療法

ウ 歩行訓練、基本的動作訓練、日常生活動作に関する訓練

エ 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練

オ 自助具適用・使用訓練等

6 退院（所）後1月以内の利用者及び退院（所）後1月を超え3月以内の利用者に対し、集中的に個別リハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション加算を算定する。

7 利用者に個別にリハビリテーションを実施した場合には、1月に13回を限度として個別リハビリテーション加算を算定する。

8 若年性認知症利用者に対しサービス提供した場合に限り、若年性認知症受入加算を算定する。

9 要介護度4又は要介護度5の者で、継続的な医学管理が必要と計画されている場合に限り、重度療養管理加算を算定する。

（利用料及びその他費用の額）

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

(1) サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣の定める基準の額とし、当該サービスが法定代理受理サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(2) 食費

1食（昼食） 500円とする。（おやつ代を含む）

(3) 本人の希望で利用する日用生活品費（実費）、理美容代、おむつ代、その他の費用等利用料については別に定める利用料金表に定める。

(4) 区域外から利用者であっても送迎費用は徴収しない。

(5) 利用料は予め利用者又はその家族に重要事項説明書で説明を行い、同意を得てからサービスを提供し徴収する。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業実施地域を以下の通りとする。

(1) 黒石市、田舎館村の全区域、および平川市（旧碓ヶ関村地域を除く）全域とする。

(2) 弘前市の一部の区域、大鰐町の一部区域までとし、これらの区域については重要事項説明書にて実施区域の些細を明確に行う。

（利用に当たっての留意事項）

第12条 事業所を利用に当たっての留意事項を以下のとおり定める。

(1) 利用者は集団行動の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(2) 利用者は事業所内で次の行為をしてはならない。（禁為事項について）

①けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為。

②指定された場所以外で喫煙。

③営利行為、宗教の勧誘や特定の政治家の政治活動を行うこと。

④その他、本規定に反する行為。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所では消防法施行規則第 3 条に規定された消防計画の策定及び風水害、地震等の災害に対処する計画を策定し、災害対策に努める。また、消防法第 8 条に規定された防火管理者を設置し消防・防火対策を行う。

- (1) 防火管理者には役職者を充てる。
- (2) 火元責任者には事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用・防火設備の点検は、契約する保守業者に依頼する。また点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災や地震が発生した場合は被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たるよう事前に訓練を行う。
- (6) 防火管理者は職員に対し、防火教育、消防・避難・通報訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本消防訓練（消火・通報・避難訓練等）……年 2 回以上実施（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者とともに行う総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の周知、使用訓練……随時（入社時及び総合訓練時）
- (7) その他災害防止対策についても必要に応じて対処する体制を整える。

(従業員への服務規律の徹底)

第 14 条 当事業所に勤務する従業員は関係法令及び諸規則を周知し、遵守すること。業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念すること。また服務においては全員が協力し施設内の秩序を維持するよう努めること。

- 2 従業員は利用者について知り得た秘密はいかなる場合があっても他に漏らしてはならない、秘密保持の責任（以下、「守秘義務」という）を負う。この守秘義務に反した者に対しては訴訟もあり得る。
- 3 利用者の人格を尊重し、親切丁寧を旨として責任をもって接遇すること。
- 4 従業員は常に健康に留意し、利用者に明るく接すること。
- 5 従業員はお互いに協力し合い、能率向上に努力するよう心掛けること。

(従業員の質の確保)

第 15 条 従業員の資質向上のため事業所では、常に研修の機会の確保に努める。

(従業員の勤務条件)

第 16 条 従業員の就業に関する事項は別に定める医療法人みらい会の就業規則による。

(従業員の健康管理)

第 17 条 従業員は年 1 回の健康診断を受けなければならない。さらに直接利用者にふれる介護業務に携わる者には、年 2 回の健康診断受診を義務づけるものである。

(衛生管理の徹底)

第 18 条 事業所では利用者が使用する施設設備、食器、その他衛生備品および飲用水について、とくに衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずる。また、医薬品ならびに医療用具の適正な管理に努める。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止し、蔓延することがないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレ

ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設立し、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士、調理師等直接調理に携わる厨房勤務者については毎月1回、検便を義務づける。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務の定め)

第19条 第14条2項に定めた守秘義務とは、事業所の従業員である期間はもちろん、当事業所を退職した後も正当な理由が無く、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならないという責務を負う。また、その責務を明確にするため雇用契約時、契約書にて説明し、同意した者のみ採用とする。従業員が本規定に反した場合には、訴訟や違約金等の支払いなど罰則を求める等厳罰に処す。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営に関する重要事項)

第22条 当事業所の通所リハビリテーション事業は定員を遵守し、地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えての利用は行わない。

- 2 運営規定の概要、事業所従業員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情発生時の対応等については、事業所内の目立つところに掲示する。
- 3 事業所でのサービス提供時に第三者行為等による事故等、賠償すべきと判断される重大な事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。これに備え、事業所ではあらかじめ損害賠償保険に加入しておくものとする。
- 4 事業所では利用者へのサービス提供に係わる記録、リハビリテーションマネジメント計画書、診療録、看護及び介護録、機能訓練等実施録、栄養マネジメント録等必要な記録を整備・保管する。もし、これらの記録について利用者から閲覧を求められた場合は原則

としてこれに応じる。ただし、家族からの閲覧請求については、本人の同意が得られない場合はこれに応じない。

- 5 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第23条 この規定に定めるもののほか、事業所の運営に関する事項は居宅サービス事業基準省令第119条において準用する同第8条に定める重要事項説明書に定めるほか、利用者及びその家族と当法人が協議して定める。

附 則

この運営規程は、平成12年4月1日より施行する。

平成14年4月1日	一部改訂（従業者の職種及び員数）
平成15年4月1日	一部改訂（従業者の職種及び員数、介護報酬改定に伴う料金等）
平成17年10月1日	一部改訂（ 〃 〃 〃 、料金の一部改定）
平成18年1月1日	新市合併に伴う住所変更
平成18年4月1日	一部改訂（介護報酬改定に伴う変更）
平成19年4月1日	一部改訂（予防給付開始に伴う条文の見直し）
平成24年9月1日	一部改訂（管理者の変更及び介護報酬改定に伴う変更）
平成26年5月1日	一部改訂（日曜営業の開始等）
平成30年4月1日	一部改訂（介護報酬改定に伴う変更）
平成30年11月1日	一部改訂（利用定員数の変更）
令和1年10月1日	一部改訂（消費税増税に伴う食費の変更）
令和5年4月21日	一部改訂（介護支援専門員の変更）
令和6年1月1日	一部改訂（運営の方針）第3条第7項・第8項 追加 （衛生管理の徹底）第18条第2項 追加 （虐待防止に関する事項）第20条 追加 （業務継続計画の策定等）第21条 追加 （運営に関する重要事項）第22条第5項、 第6項 追加
令和6年9月28日	一部改訂（施設の名称及び所在地等）第4条（5）管理者名の変更